

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から4月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成24年6月28日

新潟市長 篠田 昭

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 新潟青山ショッピングセンター
所在地 新潟市西区青山一丁目17番18号
設置者 株式会社青山エス・シー

2 変更した事項

(1) 建物設置者の所在地の変更

(変更前) 新潟市西区青山一丁目7番地2
(変更後) 新潟市西区青山一丁目17番18号

3 変更年月日

平成19年4月1日

4 変更の理由

本店移転のため

5 届出年月日

平成24年6月14日

6 縦覧場所

新潟市経済・国際部商業振興課及び新潟市西区役所農政商工課

7 縦覧期間

平成24年6月28日から平成24年10月28日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先
商業振興課商業振興係

電話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp